

報告第2号

令和5年度匝瑳市病院事業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、下記のとおり令和5年度匝瑳市病院事業資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月6日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

記

資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）	事業の規模（千円）
—	20.0	2,060,432